#### 地方独立行政法人福岡市立病院機構中期目標期間評価実施要領

平成30年6月22日 福岡市長決定

地方独立行政法人法第28条第1項第3号の規定に基づき,福岡市長(以下「市長」という。)が地方独立行政法人福岡市立病院機構(以下「法人」という。)の中期目標の期間における業務の実績に関する評価(以下「中期目標期間評価」という。)を実施するにあたっては、「地方独立行政法人福岡市立病院機構業務実績評価の方針(平成30年6月22日決定)」に基づき、以下の要領により実施する。

#### 1 評価区分

- (1) 全体評価
  - 中期目標の期間における業務の実績全体について評価を行う。
- (2) 項目別評価

大項目評価

法第25条第2項第2号から第5号の各号に基づき、中期目標に掲げる 第1から第4の事項について評価を行う。

#### 2 評価結果の公表

評価の結果は、評価区分ごとに評価結果報告書(別紙1のとおり)にとりまとめ公表する。

#### 3 評価方法

(1) 法人の自己評価

法人は、中期目標及び中期計画の実施状況等が明らかになるよう、大項目ごとの中期目標の期間における業務の実績について、次の5段階で自己評価を行い、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果や自己評価の判断理由等を記載した業務実績報告書(別紙2のとおり)を作成する。

なお、業務の実績には、病院ごとの実績がわかるよう工夫し、中期目標の期間の全体的な取組状況や大項目ごとの取組状況及び特記事項を記載するものとし、自己評価は、病院の自己点検に基づき、法人として行うものとする。

評価S:特筆すべき達成状況にある

評価A:目標以上を達成している

評価B:おおむね目標どおり達成している

評価C:目標を十分に達成していない

評価D:目標を全く達成していない

# (2) 項目別評価

大項目評価

市長は、業務実績報告書記載の法人の自己評価、中期目標の期間における 各事業年度の評価結果及び中期目標期間見込評価結果を踏まえ、大項目ごと の中期目標の期間における業務の実績について、次の5段階による評価を行 う。

評価S:特筆すべき達成状況にある

評価A:目標以上を達成している

評価B:おおむね目標どおり達成している

評価 C: 目標を十分に達成していない

評価D:目標を全く達成していない

#### (3)全体評価

市長は、項目別評価(大項目評価)の結果を踏まえ、中期目標の期間における業務の実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。

その評価にあたり、項目別評価の結果及びその判断理由とともに、特筆すべき取組や今後改善を期待する取組などについて記載するものとする。

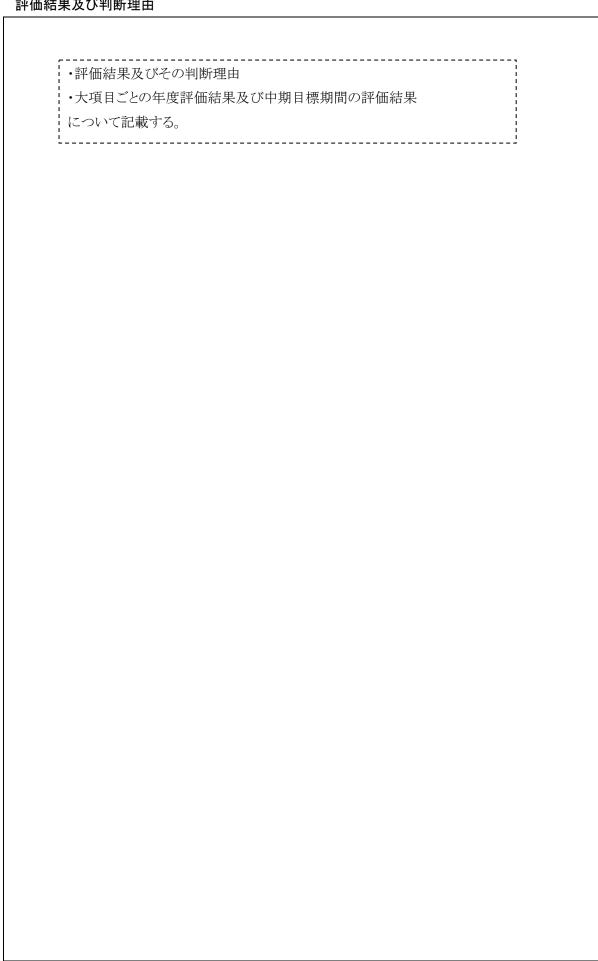
# 地方独立行政法人福岡市立病院機構 第〇期中期目標期間の業務実績に関する評価結果報告書

年 月

福岡市

## 第1項 全体評価

## 評価結果及び判断理由



## 特筆すべき取組

1	各病院, 両病院共通及で	が法人全体の特筆すべき	
取組を記載する。			

# 今後, 改善を期待する取組

## その他

意見・指摘等があれば記載する。

## 第2項 大項目評価

※業務実績報告書の記載内容に市長の評価等を追記して大項目評価とする。

# 第〇期中期目標期間業務実績報告書

第〇期(年月日~年月日)

地方独立行政法人福岡市立病院機構

	目標期間における法人及び各病院の全体的な取組状況や課題につ   記載する。
i ! !	
目ごと	の取組状況及び特記事項】
·	;
 - - - - - 大項目	の取組状況及び特記事項】 目ごとの各病院における取組状況を記載し,中期計画に記載されてい取組があれば,特記事項として記載する。
 - - - - - 大項目	
 - - - - - 大項目	
 - - - - - 大項目	
 - - - - - 大項目	

等1 (大項目)		市長による年度評価					市長による中期目標期間の評価	
		年度	年度	年度	年度	年度	実績評価	
中期目標	中期計画							
中期目標の内容を記載する。	中期計画の内容を記載する。	【自己評価】 評価の判断理由等について記載する。 【業務の実績】 「中期目標及び中期計画の実施状況等と					(見込評価 ) 法人による中期目標期間の自己評価 実績評価 (見込評価 )	